



公募要領②タイプ別プログラムの詳細、応募要件等

子どもを未来につなげる奨学助成プログラム

～Collective Impactによる【食べる×学べる＝Live Well】の実現～

4. 助成プログラムの詳細

【タイプA：小中学生向け こども食堂 + 学習支援機能】

(1) 目的

- こども食堂を運営している団体に「学ぶ」機能を追加することで、経済的な理由などにより困難を抱える子どもがより良く生きるために環境づくりをサポートすること
- また、子どもたちの学ぶことに対するモチベーションを高めてもらえるよう、学ぶことだけでなく、学んだ先にある様々な可能性を感じて、自分の将来を考える機会を創り出すこと

(2) 支援内容

- 助成金：タイプA, B 共通の助成総額1,200万円（1団体あたりの上限150万円）
コレクティブ・インパクトの創出を牽引していただくことを期待しているLeading Collective Impact部門と、これから新しくコレクティブ・インパクトへの取組みにチャレンジしていただくことを期待しているEmerging Collective Impact部門に分け、助成を実施します。
- 学習支援：KUMONより、タブレットを利用した学習指導の研修、教材、学習指導のフォローなどを提供（算数/数学・国語・英語の3教科）。こども食堂や学習者のご状況をお伺いした上で、学習する科目・教科数は決定いたします。公文式学習の導入、およびそれに伴うKUMONの支援は、本助成事業 特別価格での提供となり、その支払いに本助成金を利用可能。費用目安については申請様式（別紙Excel）の様式3参照。

(3) 助成期間

- 2026年 6月 1日～2027年 5月 31日
(※翌期以降も申請により最大 3期連続で助成を受け得る)

(4) 応募要件

- 日本国内でこども食堂を運営している団体であること
- こども食堂の利用者に、経済的な理由等により困難を抱える小学生または中学生が含まれていること
- 学習支援機能の強化または追加に関心があること
- 学習者の個人情報保護機能があること
(具体的な機能については、[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）](#)、[個人情報保護委員会](#)を参照ください。)
- 助成期間中、KUMONが実施する研修に参加し、公文式学習を活用した学習支援を行う体制を整えられること
- 公文式学習に必要なタブレット*、PC、Wi-Fi環境の準備ができること（タブレットは、助成金の一部利用、また財団からの貸与も相談可能）公文教育研究会の推奨スペックは[こちら](#)。

(5) 採択団体の役割

- 団体が運営するこども食堂などに通う子どもたちに対して、助成期間中、公文式学習を活用した学習支援を行うこと。公文式教材に加え、学校の宿題やその他教材を活用することも可能。
- 助成期間中、学習活用に関する研修（数回程度）や1か月に1度程度の学習振り返り会（30分-1時間程度）に参加すること。

(6) 公文式学習法について

- 公文式学習法とは、下記を特長とする学習を通して、一人ひとりの「可能性の追求」を目指す教育です。

* 個人別・学力別学習：学年にとらわれず、一人ひとりにあった箇所を学習できます

* 自学自習で進む：教えてもらうく自分で学ぶ という学習姿勢を大切にします

* スモールステップの教材：少しづつ難しくなる教材で、たくさん計算の練習を積み重ねます

- 学習のステップについて

* 学習開始時：

学習をスタートする際に、「学力診断テスト」を受けていただき、学習を始める教材を決めます。多くの場合、その子の学年レベルよりも簡単な、楽に100点が取れるところから始めます。

* 学習初期（1~3か月）：

「楽にできる」「すらすら解いて100点が取れる」ところから学習をスタートし、短時間で一気に学習する「集中力」や「学習の姿勢」を養います。

* 学習後期（4か月～）：

「できた！」「わかった！」を積み重ねることで、勉強に対する自信をつけ、自分から意欲的に学習する習慣につなげていきます。学習が進むことで学年相当の学習内容に追いつき、いずれ追い越すことを目指していきます。

- 算数/数学の学習についてはこちらをご確認ください。 

[KUMON 算数/数学ムービー – YouTube](#)

- 国語の学習についてはこちらをご確認ください。

[KUMON 国語ムービー – YouTube](#) 

- 英語の学習についてはこちらをご確認ください。

[KUMON 英語ムービー - YouTube](#) 

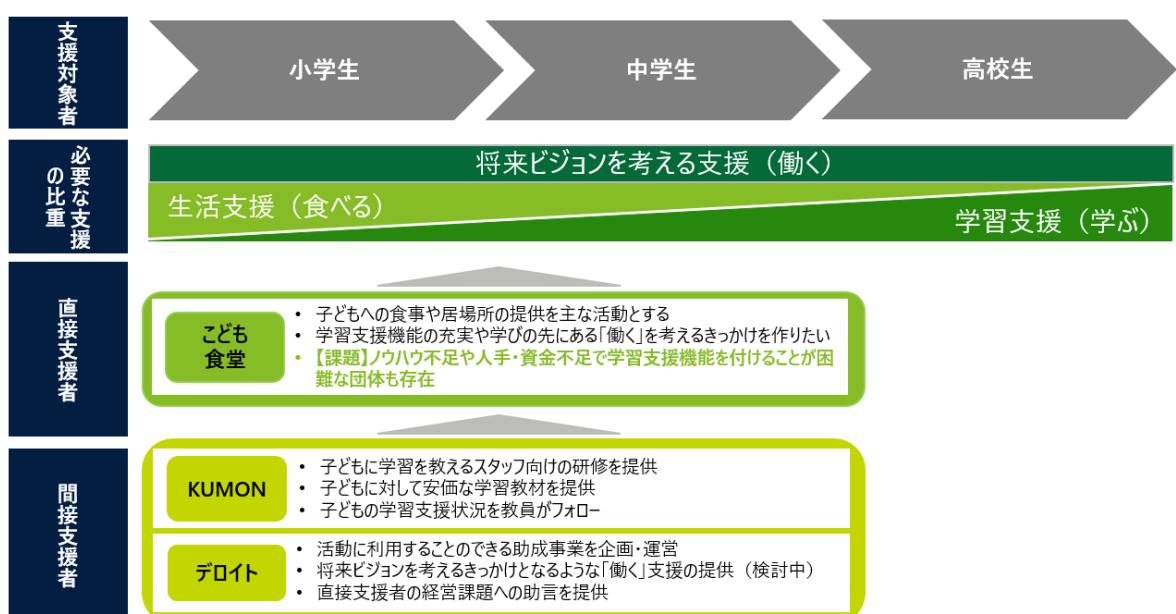


図5 タイプAの概要イメージ

(7) 公文式教材について

タイプAで提供する公文式学習はタブレットを利用して行います（紙での教材の準備はございません）。

子どもには、こども食堂/子ども支援を行うNPO・NGO等、各団体様の活動拠点にて、タブレットを使用して学習して頂きます。

※タブレット、PCは各団体様にてご用意頂く必要がございます

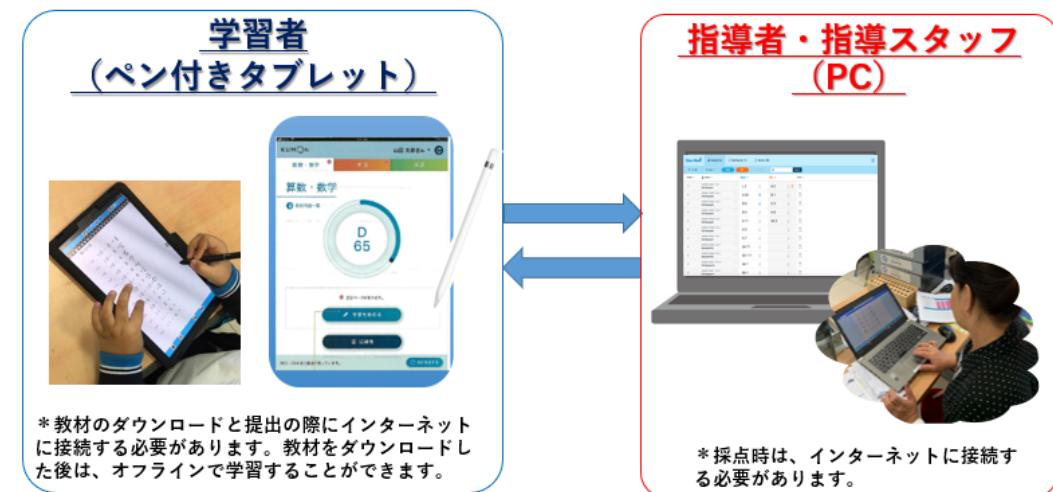


図6 KUMON CONNEXT (タブレット学習) イメージ①

初回に学力判断テストを行い、学習する教材を決定します。学習時間は1教科につき30分程になります。学習は全てタブレットで行い、採点は指導者がパソコンをインターネットに接続し行います（WiFiが利用可能な環境が必要となります）。算数の採点を行っている間に、英語教材を実施するなど、対応方法はこども食堂/子ども支援を行うNPO・NGO等、各団体様にて検討可能です。

学習実績は、全てパソコンとタブレットに記録・蓄積されます。もし当日の学習状況について保護者にご報告されたい場合、LINEにて報告いただく等、別途ご検討いただく必要がございます。



図7 KUMON CONNEXT (タブレット学習) イメージ図②

【タイプB：中高生～20歳向け 無料塾等+生活支援（食べる）】

（1）目的

- ・無料塾等を運営している団体に「食べる」機能を追加することで、経済的な理由などにより困難を抱える子どもがより良く生きるための環境づくりをサポートすること

（2）支援内容

- ・助成金：タイプA, B共通の助成総額1,200万円（1団体あたりの上限150万円）
- ・「食べる」機能を追加するための支援：「食べる」機能の複線化（無料塾に通う子どもたちに食を届けるためのルート開発を行い、より効果的に子どもたちに食事・食材を届けるための仕組みを提案する）

（3）助成期間

2026年6月1日～2027年5月31日

（※翌期以降も申請により最大3期連続で助成を受け得る）

（4）応募要件

- ・日本国内で無料塾等を運営している団体であること
- ・支援対象者に、経済的な理由などにより困難を抱える中学生または高校生が含まれていること
- ・食事支援の強化または追加に関心があること
- ・学習者の個人情報保護機能があること
(具体的な機能については、[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）](#)
[個人情報保護委員会](#)を参照ください。)

（5）採択団体の役割

- ・団体に通う子どもたちに対して、助成期間中、「食べる」支援を提供すること

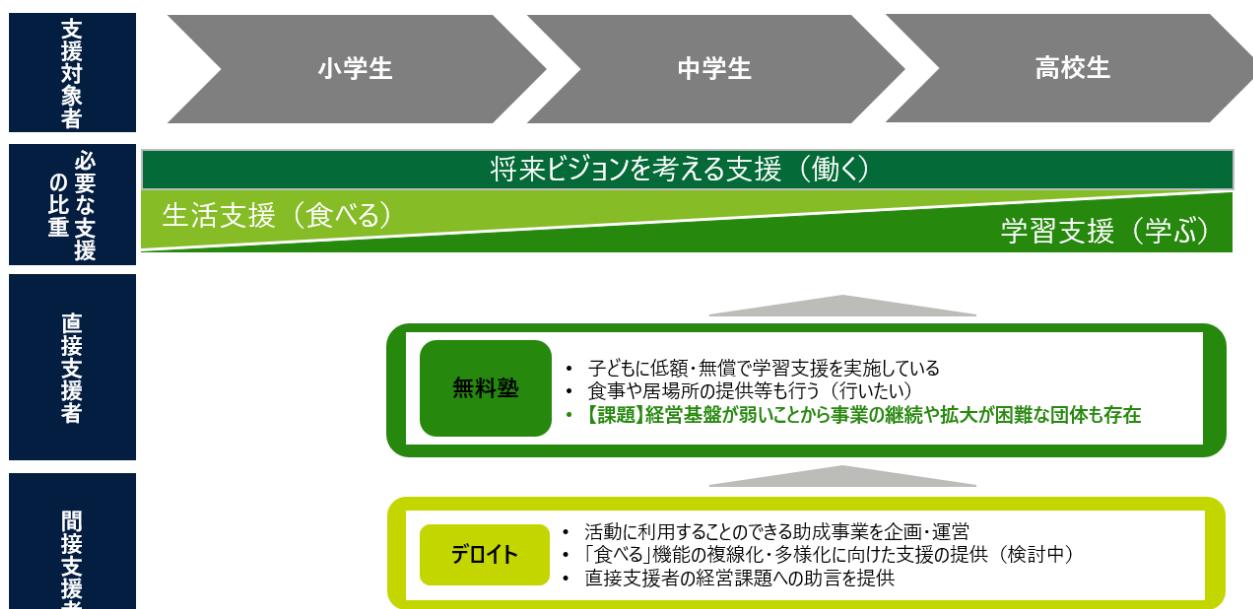


図8 タイプBの概要イメージ

【タイプA、B 共通の支援】

助成団体は、当財団が推進する助成金支給以外の以下のような活動にもご参加いただくことができます。これらの活動は隨時、当財団よりご案内し、希望によりご参加いただくことが可能です。

- ・「食べる」機能を強化するための支援：「食べる」機能の複線化（子ども食堂に通う子どもたちに食を届けるためのルート開発を行い、より効果的に子どもたちに食事・食材を届けるための仕組みを提案する）
- ・“「働く」を学ぶ、「働く」先を知る”支援：
 - ① 子どもたちが、関心の高い分野の学びを体験し、学びの先にある様々な可能性を感じて、将来ありたい姿を描き、自分が「働く」を学ぶ機会を提供
 - ② 具体的な職業を知る場を設けるなどして、「働く」先を知り、社会で働く意味・意義を考える機会を提供
- ・団体のその後の活動をご支援するための、デロイトトーマツ グループに所属する伴走者とマッチングする、伴走型支援

5. 助成方式

(1) 助成期間

2026年6月1日～2027年5月31日

(2) 支払方式

銀行振り込み

(3) 支払想定期

第1回目：2026年7月末（予定）

第2回目：各団体様のご希望によりご相談

第3回目：各団体様のご希望によりご相談

均等払いを想定していますが、3回払いの割合については事業の展開方法などにより資金需要のタイミングが異なる可能性があるため、ご相談しながら進めます。

6. 助成対象経費

(1) 助成対象となる経費

① 直接事業費

助成先となる団体による民間公益事業実施に直接係る活動経費です。

例：謝金、旅費交通費、会議費、会場借料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、委託費、人件費（当該事業に従事する業務従事者、役員の給与）など

※タイプA（公文式学習支援利用をご希望の場合）は、公文式導入費、公文式学習に必要なタブレット、PC費用も対象とすることができます

② 間接事業費

助成先となる団体による民間公益事業実施に係る間接事業費です。

例：管理部門などの管理的経費、活動を実施するための調査費など

※想定している経費のイメージ

・タイプA：主に、「学ぶ」事業に関しての支出（公文の教材費、公文式を教える職員の人件費、スペースの費用等を中心とした必要経費）を想定していますが、「食べる」事業に関して支出することを妨げるものではありません

・タイプB：主に、「食べる」事業に関しての支出（パンtry事業の強化費等を中心とした経費）を想定しますが、「学ぶ」事業に関して支出することを妨げるものではありません

(2) 対象とならない経費

以下の経費は助成対象外です。下記以外の費用であっても、事業目的に沿わない場合などには、減額又は対象外となる可能性があります。判断が難しい場合など、不明な点がありましたら、事前にご相談ください。

① ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金

② 活動の拠点となる事務所等の設備に係る費用、機器備品（※）や車両等の購入費用

※基本的に学習に使用するタブレット・タッチペンは対象とできる。その他の機器備品（例：Wifi環境等）については財団へ事前相談ください。

③ 社会通念上、会議費の範囲を逸脱し、接待交際費に当たるもの

④ 個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品など

⑤ 政治団体などへの資金供与費に当たるもの

⑥ 既に完了している事業に係る経費

7. 協力団体および伴走者

(1) コレクティブ・インパクトによる協働

本奨学助成プログラムは、単一団体による申し込みが可能です。

しかし、DTWBは複数かつ多様な団体同士のコレクティブ・インパクトによる協働を促し、これまで難易度が高いとされていた社会課題の解決のスピードを一層加速することを目指しています。そのため、デロイトトーマツグループとKUMONを含む多くの組織・企業・団体との協働による社会課題解決を期待しています。

(2) 協力団体

協力団体（以下の条件を満たすこと）がいる場合は、これらの組織・企業・団体に関する情報を申請様式に記載してください。

- ① 公募対象となる団体の全構成団体が、一定のガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体
- ② 協力団体を束ねるコレクティブ・インパクト運営専任の常勤スタッフを配置している（又は配置予定である）団体
- ③ 協力団体又は協力団体の代表団体が、一定の資金管理体制を構築している団体

(3) 伴走者

申請の段階で伴走者の有無やその伴走内容に関して記載をいただきます。伴走者とは、以下のような個人を指します。

- ① 助成先となる団体の専任者や委託先ではなく、プロボノ等を通じた助成先となる団体の活動に参画している（又は参加予定である）方
- ② 助成先となる団体において、事業実施にあたって不足している知見やノウハウを持つ方

申請時点で伴走者がいない場合や、不足している知見やノウハウを補う伴走者が十分ではない場合は、当財団がデロイトトーマツグループ内から伴走者を同時に募集し、助成先となる団体と伴走者とのお引き合わせを支援します。

※有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる独立性を毀損する結果をもたらす状況が見込まれる場合には、伴走者をお引き合わせできない場合がございます。

8. 申請にかかる注意事項

1団体1申請に限ります。

また、デロイトトーマツ ウエルビーアイング財団の他の助成事業との併願・併給は可能ですが、申請事業内容と運営体制が異なる場合に限られます。

また、有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる独立性を毀損する結果をもたらす状況が見込まれる場合には、申請をお断りすることがあります。

9. 審査基準

以下の観点を含めた審査基準に基づき、助成先団体の審査を行います。

(1) 当財団活動との親和性

- 申請事業の内容は、当財団の設立趣旨と親和性があるか
- 申請事業の内容は、デロイトトーマツグループが掲げる「World Class」の重点領域と整合しているか
- 申請事業の内容は、デロイトトーマツグループの行動規範と整合しているか

(2) 中長期での事業遂行力

- 団体の社会課題に対する熱意や、社会課題解決に対するコミットメントがあるか
- 事業遂行に対して、熱量や個人的な思い入れを持っているか
- 子どもと接する際に気を付けるべきこと、意識すべきことを考え実践しているか

(3) コレクティブ・インパクトの実現性

- 共同体で目指す社会変革の像が共有され、行動がリンクできているか
- 申請事業の内容に、新たな視点、視座、共感の連鎖を生むための仕掛けはあるか
- 申請事業の内容が、社会へ根付くモデルとなるような可能性があるか

(4) 独立性

- 有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり、求められる独立性を毀損する恐れがないか

(5) その他

- 申請書類の記載不備がないか

10. 公募のプロセスとスケジュール（予定）

(1) 公募期間

2026年1月28日（水）15時～2026年2月27日（金）15時まで

(2) オンライン説明会

第1回：2026年2月9日（月）12:00～13:00

第2回：2026年2月16日（月）12:00～13:00

KUMON説明会：2026年2月18日（水）12:00～13:00

※今回より、タイプA公文式学習の導入に関する説明会を別途実施いたします

説明会にご参加をご希望の方は、ご希望の日程にて以下リンクより参加申し込みをお願いします。

第1回：<https://forms.office.com/e/YbL97K3YQ0>

第2回：<https://forms.office.com/e/bYfs3AZmwQ>

KUMON説明会：<https://forms.office.com/e/HbzwKJMr9W>

オンライン説明会にご参加いただけなかった場合は、後日当財団HPにオンライン説明会の動画をアップロードしますので、そちらからご確認ください。

(3) 書類審査

2026年3月上旬から順次開始

(4) 書類審査結果通知

2026年3月中旬に事務局から個別にご連絡します。

(5) 1次オンライン対話審査（面接）

2026年3月中旬から順次開始

(6) 1次オンライン対話審査結果通知

2026年4月上旬に事務局から個別にご連絡します。

(7) 2次オンライン対話審査（面接）

2026年4月中旬から順次開始

(8) 助成先となる団体への贈呈式（東京丸の内にて対面/オンラインのハイブリッド開催）

2026年5月23日（土）

11. 申請方法

(1) 提出資料

※必須提出書類の不備は書類審査において減点対象となりますため、提出漏れ、記載漏れがないことを必ずご確認ください

① 申請様式（様式1・様式2・様式3）

② その他

1. 定款、趣意書など団体の事業目的、活動目的を記載した資料（必須）

2. 前年度の収支決算書（必須）

3. 団体又は団体の協力者のパンフレットや広報資料、報道等、参考となるもの（必須）

4. 本年度の収支予算書（株式会社の場合は予算案）（任意）

5. 貸借対照表（任意）

※②その他の提出資料は、団体及び団体の各協力者の該当資料を提出してください。団体の体制を構築中等で、各協力者の該当資料を提出いただけない場合は、少なくとも団体を代表する団体の該当資料が必要です。

※個人事業主の場合は、上記1-5に相当する書類の提出をお願いします。

※当財団で書類確認後、必要に応じて追加で書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 申請様式の入手方法

下記URLより、申請様式（様式1・様式2・様式3）をダウンロードください。

URL：<https://tohmatsu.smartseminar.jp/public/file/document/download/45497>

(3) 提出方法

①下記Formsリンク（またはQRコード）より申請団体/代表団体の情報をご入力ください

URL：[代表団体登録オンラインフォーム](#)

②下記URLより、必要情報をご記載の上、提出資料一式を添付してください。

URL：<https://tohmatsu.smartseminar.jp/public/seminar/view/65291>

なお、郵送での申請受付は行いませんのでご了承ください。



申請団体登録フォーム

(4) 申請締切

2026年2月27日（金）15時まで

締切日時を過ぎてからの申請は原則として受け付けませんのでご注意ください。

12. お問合せ先

本助成事業の申請に関するご不明点等は、以下までお問い合わせください。

デロイトトーマツ ウエルビーイング財団 事務局

住所：〒100-8360

東京都千代田区丸の内三丁目 2番 3号丸の内二重橋ビルディング

メールアドレス：dtwb_livewell@tohmatsu.co.jp

電話番号：080-4150-6539

受付時間：平日9:30～17:30（※祝日・休日は対応しておりません。）

13. 申請資格要件

本助成事業の応募要件は、「4.助成プログラムの詳細」に記載の通りです。但し、団体及びその協力者が次のいずれかに該当する場合は申請することができません。

- (1) 有限責任監査法人トーマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる独立性を毀損する結果をもたらす状況が見込まれる団体。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の協力者の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。
- (7) 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体。
- (8) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体。
禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者。

14. 審査結果の公開

本助成事業の公募終了後、当財団HP上で、助成先となる団体の情報（団体名・所在地・事業名・事業概要）及び採択理由を一般に公表します。但し、公表にあたっては、助成先となる団体の権利・利益を損なわないように配慮します。

15. 採択後について

(1) 採択後の手続き

助成の内定後、当財団所定の誓約書を提出していただきます。助成先となる団体は採択後、当財団に対し、指定口座の振込みに関する情報を提供又は報告してください。

誓約書には、主に以下が含まれる予定です。ご確認の上、本公司事業への申請をご検討ください。なお、誓約書の内容は変更される場合がありますので、予めご了承ください。

- ① 助成先となる団体として採択後、デロイトトーマツグループに属する有限責任監査法人トマツの監査クライアントなどの制限事業体にあたることとなった場合は、助成取消し・助成金の返還義務に従うこと。
- ② 助成金の対象経費以外の使用や、目的外使用が判明した場合は、助成取消し・助成金の返済義務に従うこと。
- ③ 反社会的勢力排除を目的とした表明・確約をはじめ助成先としての適格性を確認するための諸事項と、万一その違反が生じた場合や違反が疑われる場合は、助成取消し・助成金の返済義務に従うこと。

(2) 事業の進捗管理

助成先となる団体は、事業活動の進捗及び助成金の使用状況について当財団に報告してください。事業の進捗状況を把握するための協議を助成期間中に数回程度、対面またはオンラインで行います。

(3) 関係者の異動の報告

有限責任監査法人トマツの所属するネットワーク内のネットワーク・ファームが監査又は保証業務を実施するにあたり求められる、独立性を毀損する結果をもたらす状況にないことを都度確認するため、助成先となる団体およびその協力者の役員・伴走者の異動又は異動の可能性を認識したときには、速やかに、当財団へ報告してください。

(4) 助成期間終了時の報告

本助成事業では、助成先の皆様のご負担を軽減し、子どもたちの支援活動にお力を注いでいただきたいという思いから、助成期間終了時の事業の成果報告書や収支報告書の提出は求めておりません。但し、当財団の助成金により実現された支援について理解するため、またデロイトトーマツグループに対して本助成事業の報告会を実施する際には、助成先団体に対して報告会等への参加を要請することがあります。

16. その他

(1) プライバシーポリシー

申請様式（様式1～3）や、その他提出書類に記入・提出いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針に基づき取り扱うものとします。

申請にあたり、以下のプライバシーポリシーのサイトをご確認いただき、同意いただける場合は、申請様式（様式1）の該当箇所に回答してください。

※プライバシーポリシーは、こちらからご確認ください。

デロイトトーマツグループ「プライバシーポリシー」

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html>

(2) その他注意事項

書類の作成を含む、申請に要する全ての費用は、各団体の負担となります。提出いただいた書類、資料などは返却できませんのでご了承ください。審査の結果、助成先となる団体に採択されなかったことによる一切の損害等について当財団が責任を負うものではありません。

以上

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（"Deloitte Global"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Globalならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまして拘束されることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーフームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーフームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアランブル、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（"Deloitte Global"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited